

山梨県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例の制定について

1 条例化する対象

根拠法令	対象	基準省令
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	道路の構造	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年 国土交通省令第116号）

2 現行基準の概要

道路空間のバリアフリー化により、高齢者、障害者等の移動に際しての身体の負担を軽減し、移動の利便性及び安全性の向上を図るため、道路の構造に関する基準を規定

- 総則（主旨、定義）
- 歩道等（歩道、有効幅員、舗装、勾配、歩道等の車道等の分離、高さ、横断歩道に接続する歩道部等の部分、車両の乗入れ部）
- 立体横断施設（立体横断施設、エレベーター、傾斜路、エスカレーター、通路、階段）
- 乗合自動車停留所（高さ、ベンチ及び上屋）
- 路面電車停留場等（乗降場、傾斜路の勾配、歩行者の横断の用に供する軌道の部分）
- 自動車駐車場（障害者用駐車施設、障害者用停車施設、出入口、通路、エレベーター、傾斜路、階段、屋根、便所）
- 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（案内標識、視覚障害者誘導用ブロック、休憩施設、照明施設、防雪施設）

3 県が定める基準の考え方

1. 歩道の連続性（該当する条文 第3条）

高齢者（特に買い物カート使用者、シニアカー使用者）や車いす使用者等の通行に関し、歩道が交差する狭あい道路で途切れることなく、連続性を確保することで円滑に移動できるように配慮する。

2. 車両乗り入れ部等における縁石の形状（該当する条文 第8条）

高齢者（特に買い物カート使用者、シニアカー使用者）や車いす使用者等の通行に関し、歩道と車道を区分する縁石の形状を工夫することで円滑に移動できるように配慮する。

3. 横断歩道に接続する歩道等の構造（該当する条文 第9条）

高齢者（特に買い物カート使用者、シニアカー使用者）や車いす使用者等や視覚障害者の通行に関し、横断歩道にエスコートゾーンなど視覚障害者に対する設備を設置し、接続する歩道部の段差を無くすことで、円滑に移動できるように配慮する。

4. 障害者用駐停車施設の表示（該当する条文 第22条、第23条）

障害者用駐車施設及び障害者用停車施設について、障害者用であることを、路面表示だけでなく、表示板などを設置することで、障害者用であることの判断がしやすくなるように配慮する。

4 山梨県独自基準（案）

1. 歩道の連続性（該当する条文 第3条）

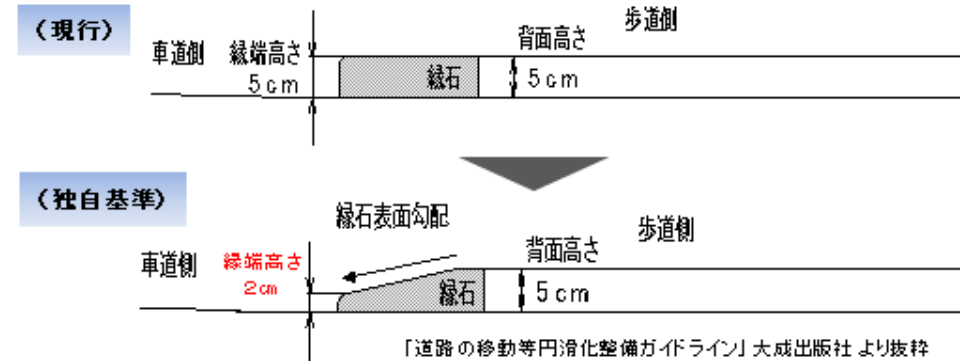
目的：歩道や自歩道の連続性を確保することで、高齢者（特に買い物カート使用者、シニアカー使用者）や車いす使用者等の移動が円滑となる。

解説：歩行者が多い歩道において、交差する狭あい道路の車両交通量が少ない交差点については、歩道の連続構造とする。その部分の舗装は材質や色彩を変えるなどして、視覚的に注意喚起を図る。また、交通管理者と協議を行い必要な措置を講じる。

2. 車両乗り入れ部等における縁石の形状（該当する条文 第8条）

目的：歩道と車道を区分する縁石の形状を工夫することで、高齢者（特に買い物カート使用者、シニアカー使用者）や車いす使用者等の移動が円滑となる。

【解説】



3. 横断歩道に接続する歩道等の構造（該当する条文 第9条）

目的：視覚障害者、高齢者（特に買い物カート使用者、シニアカー使用者）や車いす使用者等が円滑に横断歩道を移動できるように配慮する。

解説：横断歩道にエスコートゾーン（視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列）や、歩道部に注意喚起の点状ブロックを設置するなどし、交差点部に接続する歩道等の縁端の段差を無くすことで、視覚障害者、高齢者、車いす使用者等の円滑な移動が可能となる。

4. 障害者用駐停車施設の表示（該当する条文 第22条、第23条）

目的：障害者用駐車施設であることを車両駐車時でもわかりやすく表示する。

解説：路面表示だけでは、車両駐車時に障害者用であることが分かりにくいいため、表示板などの設置を条文に明記する。

※独自基準以外のものは参酌すべき基準を、そのまま採用しています。HPトップから省令を参照して下さい。

山梨県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例（仮称）の解説

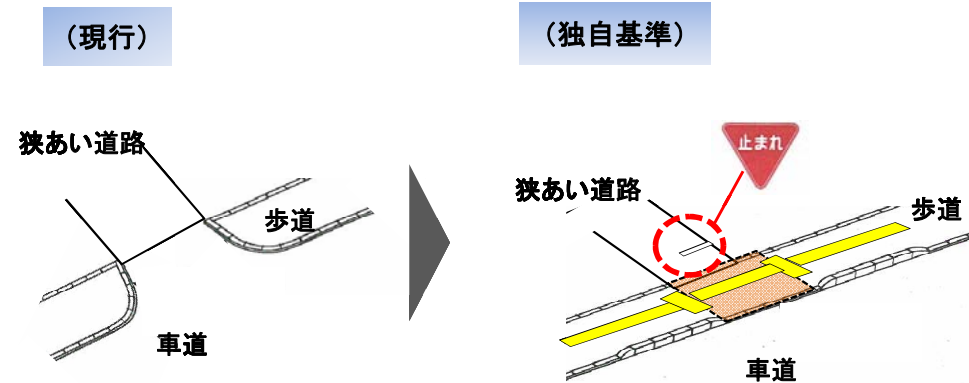
▼条例化に向けた基本的な考え方について、具体的な内容を次に示す。

1. 歩道の連続性（該当する条文 第3条）

■目的:歩道や自歩道の連続性を確保することで、高齢者(特に買い物カート使用者、シニアカー使用者)や車いす使用者等の移動が円滑となる。

【解説】

●歩行者が多い歩道において、交差する狭あい道路の車両交通量が少ない交差点については、歩道の連続構造とする。その部分の舗装は材質や色彩を変えるなどして、視覚的に注意喚起を図る。また、交通管理者と協議を行い必要な措置を講じる。

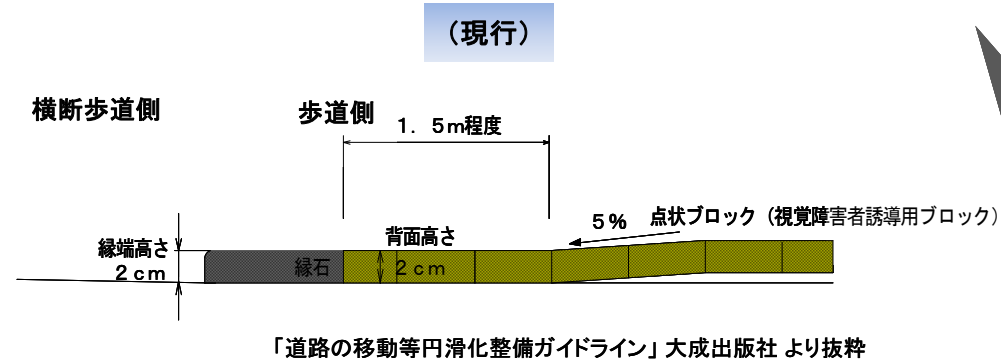


3. 横断歩道に接続する歩道等の構造（該当する条文 第9条）

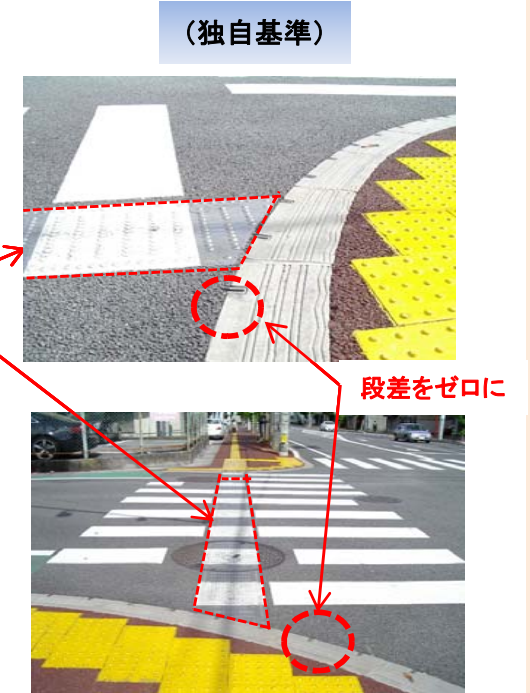
■目的:視覚障害者、高齢者(特に買い物カート使用者、シニアカー使用者)や車いす使用者等が円滑に横断歩道を移動できるように配慮する。

【解説】

●横断歩道にエスコートゾーン(視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列)や、歩道部に注意喚起の点状ブロックを設置するなどし、交差点部に接続する歩道等の縁端の段差を無くすことで、視覚障害者、高齢者、車いす使用者等の円滑な移動が可能となる。



「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」大成出版社 より抜粋

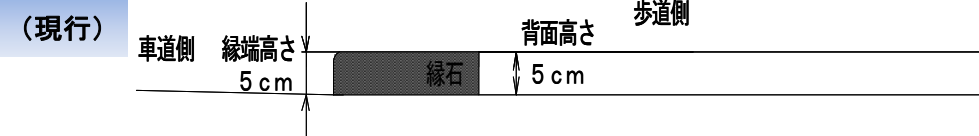


甲府市 ボランティア通りの事例

2. 車両乗り入れ部等における縁石の形状（該当する条文 第8条）

■目的:歩道と車道を区分する縁石の形状を工夫することで、高齢者(特に買い物カート使用者、シニアカー使用者)や車いす使用者等の移動が円滑となる。

【解説】



「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」大成出版社 より抜粋

●縁石表面勾配を設けることで、縁端高さを2cmまで低くすることができる。

4. 障害者用駐停車施設の表示（該当する条文 第22条、第23条）

■目的:障害者用駐停車施設であることを車両駐停車時でもわかりやすく表示する。

【解説】

(独自基準)



「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」大成出版社 より抜粋

●路面表示だけでは、車両駐停車時に障害者用であることが分かりにくいいため、表示板などの設置を条文に明記する。